【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月18日
【会社名】	暁飯島工業株式会社
【英訳名】	AKATSUKI EAZIMA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　植田　俊二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	茨城県水戸市千波町２７７０番地の５
【縦覧に供する場所】	暁飯島工業株式会社東京支店 （東京都台東区上野七丁目６番１１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長植田俊二は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年８月31日を基準日として行い、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

当該評価にあたり、まず全社的な内部統制の評価を実施し、その評価結果を踏まえて業務プロセスの評価範囲を選定いたしました。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は、空気調和、給排水衛生等設備工事の設計・施工及び保守管理を主な事業としていることから、事業拠点の重要性を判断する指標として「売上高」が適切と判断いたしました。よって、設備事業の売上高を基準に概ね３分の２に達している事業拠点を「重要な事業拠点」と選定いたしました。選定した重要な事業拠点におきましては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として完成工事高、完成工事未収入金、未成工事支出金、工事未払金及び未成工事受入金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な科目として引当金（貸倒引当金、工事損失引当金）に関する決算・財務報告プロセスを評価対象にしております。

3 【評価結果に関する事項】

以上の評価結果に基づき、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。